

学校教育関係団体補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第123号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月23日告示第37号 平成31年3月13日告示第32号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、富里市の学校教育及び幼児教育の振興を図るため、各種学校教育関係団体に対し、その運営に要する経費について、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象となる学校教育関係団体及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定により、補助金の交付を申請しようとする者は、事業を着手する前に、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書により、当該申請者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第5条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の終了の日のいずれか早い期日までに補助金等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第6条 規則第18条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日告示第37号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日告示第32号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

| 学校教育関係団体名 | 事業の種目 | 対象経費 | 限度額 (率) |
|-----------|-----------|--------------|---------------------------|
| 学校教育研究会 | 小中学校音楽祭事業 | 音楽祭の運営に要する経費 | 110,000円 |
| | 研究部研修事業 | 会議費、研修費、報償費 | 経費の2分の1とし、130,000円を限度とする。 |
| 幼児教育研究会 | 教職員研修事業 | 会議費、研修費、報償費 | 経費の2分の1とし、50,000円を限度とする。 |